

65歳以上の方の 介護保険料が変わりました

★介護保険課 25-1719

介護保険制度は、皆さんに納めていただく「介護保険料」と、国や県、市が負担する「公費」を財源として運営しています。

このたび、令和6年度から8年度を事業期間とする「第9期介護保険事業計画」の策定に伴い、65歳以上の方の介護保険料の改定が行われ、基準額は月額5,450円（年額65,400円）となりました（昨年度までの基準額は月額5,200円）。

令和6年度介護保険料の決定通知書は、7月中旬にお送りします。

▶介護保険料の決まりかた

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、市の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された基準額をもとに、市民税の課税状況や所得（収入）に応じて決まります。各段階ごとの保険料額は下表のとおりです。

●65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料（令和6年度～8年度）

所得段階	基準	保険料	
		率 (基準額比)	年額 (※1)
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円以下の方	0.285	18,630円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円超120万円以下の方	0.485	31,710円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が120万円超の方	0.685	44,790円
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円以下の方	0.90	58,860円
第5段階 (基準額)	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円超の方	1.00	65,400円
第6段階	120万円未満の方	1.25	81,750円
第7段階	120万円以上210万円未満の方	1.35	88,290円
第8段階	210万円以上320万円未満の方	1.55	101,370円
第9段階	320万円以上420万円未満の方	1.70	111,180円
第10段階	420万円以上520万円未満の方	1.90	124,260円
第11段階	520万円以上620万円未満の方	2.00	130,800円
第12段階	620万円以上720万円未満の方	2.10	137,340円
第13段階	720万円以上の方	2.20	143,880円

※1 保険料の年額は、基準額である65,400円に段階ごとの率を乗じて算出しています（10円未満は切り捨て）。

※2 合計所得金額は、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除を控除了した額です。



第74回社会を明るくする運動

主催 / 法務省

★地域福祉課 25-1142

社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための運動です。

安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。しかしながら、毎日のように犯罪のニュースが報道されています。こうした犯罪での検挙者のうち47.9%が刑法再犯者であり、また、出所者のうち15.6%が、出所後に住む家がない（数値はいずれも令和4年度のもの）といわれています。

犯罪や非行のない安全で安心な暮らしをかなえるため、何が求められ、そして何ができるのか、考えてみませんか。

①理解を深め、見守る
犯罪や非行をした人が自らの過去と向き合い、罪を償つて立ち直ろうとしているときは、見守ってください。

②支援の輪を広げる
法務省HPや公式SNS等では、立ち直り支援に関するさまざまな発信を行っています。公式SNSをフォローするなど支援の輪を広げてください。

③各種イベントに参加する
毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。各地でさまざまなイベント等が行われます。ご参加ください。

④活動を応援する
日本更生保護協会では、安全管理・安心な地域社会を築くため、「立ち直り応援基金」を

~理解を深めるために~ 動画で学ぶ「社会を明るくする運動」



皆さんに「社会を明るくする運動」への理解をさらに深めていただけるよう、その歴史と概要についてまとめた動画を作成、市HPで公開しています。

ぜひご覧ください。



市HP

「社会を明るくする運動」と「青少年非行防止」のため、キャンペーンを実施します。

「社会を明るくする運動」のため、キヤンペーンを実施します。

7月20日(土)午後1時
30分～2時15分
セルディホール
本庄警察署員による講話、啓発品の配布

申込
7月16日(火)までに電話または直接地域福祉課へ

内容
周知啓発キャンペーン